

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 3 月 31 日

火 曜 日

号 外(7)

目 次

規 則	
○富山県税条例施行規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
○富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令	15

規 則

富山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第39号

富山県税条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 富山県税条例施行規則（昭和29年富山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第44条の表の(8)の項から(12)の項までの規定中「附則第11条の4第2項」を「附則第11条の4第2項若しくは第5項」に改める。

第79条第1号ア中「月数で除して得た額）」の次に「。ただし、条例第 139条第1項第1号に規定する自家用の乗用車のうち総排気量が2リットル以下のもので、条例附則第6条の7第1項の規定により45,000円を超える場合は、税額の全額（条例第 146条の2第2項の規定による申請書の提出期限後に減免の申請があつた場合は、当該額に申請のあつた月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額。ただし、法第 150条第2項の規定により月割をもつて課税するときは、当該額に申請のあつた月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を4月から当該消滅した月までの月数で除して得た額）」を加

え、同号ア(イ)中「、45,000円」の次に「(条例第 139 条第 1 項第 1 号に規定する自家用の乗用車のうち総排気量が 2 リットル以下のもので、条例附則第 6 条の 7 第 1 項の規定により 45,000 円を超える場合は、税額の全額)」を加え、同号イ(イ)中「45,000円」の次に「(条例第 139 条第 1 項第 1 号に規定する自家用の乗用車のうち総排気量が 2 リットル以下のもので、条例附則第 6 条の 7 第 1 項の規定により 45,000 円を超える場合は、税額の全額)」を加える。

第 79 号様式(5)の次に次の 1 様式を加える。

第79号様式(6) (第44条関係)

富山県総合県税事務所長 殿				年 月 日	
納税者 住所 (所在地) 氏名 (名称)				印	
年度不動産取得税徴収猶予申告書					
次のとおり不動産取得税の徴収猶予を受けたいので、富山県税条例第87条の規定により別紙証明書類を添付して申告します。					
徴収猶予	申告税額	円	申告期間	年 月 日から	年 月 日まで
改修工事 対象住宅 の内容	所在				
	家屋番号				
	種類				
	構造				
	床面積	平方メートル	1階	平方メートル	平方メートル
			その他	平方メートル	平方メートル
	取得年月日	年 月 日	新築年月日	年 月 日	年 月 日
改修工事	着手予定年月日	年 月 日	完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
摘要					

備考

- 1 「種類」欄には、住家、店舗、工場、倉庫及び雑種家屋の別を記載してください。
- 2 「構造」欄には、木造家屋については平屋又は2階建等の別を、木造以外の家屋については鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが及びコンクリートブロック造の別並びに階層（地階を含む。）の別を記載してください。
- 3 この申告書には、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であることを証明するに足る書類
 - (2) 改修工事対象住宅が、新築された日から10年以上を経過した住宅

(法第73条の14第1項に規定する共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。)であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものであることを証明するに足る書類

(3) 改修工事対象住宅が、取得した日から2年以内に改修工事を行い、個人に対し譲渡し、及び当該個人の居住用に供するものとなるものであることを証明するに足る書類

(4) 改修工事を行う改修工事対象住宅が、法附則第11条の4第4項に規定する住宅性能向上改修住宅に該当するものとなるものであることを証明するに足る書類

4 この申告書は、不動産取得税申告書を提出する際、併せて1通提出してください。

第80号様式(5)を第80号様式(6)とし、第80号様式(4)を第80号様式(5)とし、第80号様式(3)を第80号様式(4)とし、第80号様式(2)を第80号様式(3)とし、第80号様式(1)の次に次の1様式を加える。

第80号様式(2) (第44条関係)

				納税通知書 番号		
不動産取得税還付申請書						
富山県総合県税事務所長 殿				年 月 日		
				納税者 住所 (所在地) 氏名 (名 称) 電話番号		印
地方税法第73条の27の2第3項において準用する同法第73条の27第1項の規定により、次のとおり不動産取得税に係る徴収金の還付を申請します。						
課税額		減額を受けようとする税		納付すべき税額		
円		円		円		
年度			納期限			
徴収金	納付すべき 額	納付済額	左の額の納付状況		還付されるべき金額	
			年月日	金額		
税額	円	円		円	円	
延滞金						
合計						
家屋	所在					
	家屋番号					
	種類					
	構造					
床面積	平 方 メートル		1階	平 方 メートル		
			その他	平 方 メートル		
耐震改修工事	着工年月日	年 月 日	完成年月日	年 月 日		
口座振替指定 金融機関			銀 行・金 庫 組 合・農 協	本 店・支 店 支 所・出張所		
指定口座	預金種目 (該当する番号を) ○で囲んでくだ さい。	1 普通預金 2 当座預金 3 その他	口座番号 [右づめ で記入]			
口座名義人 (カタカナ)						
摘要						

備考

- 1 「種類」欄には、住家、店舗、工場、倉庫及び雑種家屋の別を記載してください。
 - 2 「構造」欄には、木造家屋については平屋又は2階建等の別を、木造以外の家屋については鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが及びコンクリートブロック造の別並びに階層（地階を含む。）の別を記載してください。
 - 3 この申告書には、住宅の取得の日から6月以内に当該住宅に法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修を行い、同項の規定による証明を受け、かつ、当該住宅を自己の居住の用に供したことを証するに足る書類を添付してください。
 - 4 この申告書は、1通提出してください。
-

第80号様式(6)の次に次の1様式を加える。

第80号様式(7) (第44条関係)

						納税通知書 番号		
不動産取得税還付申請書								
富山県総合県税事務所長 殿						年 月 日		
納税者 住所 (所在地) 氏名 (名 称) 電話番号						印		
地方税法附則第11条の4第5項において準用する同法第73条の27第1項の規定により、次のとおり不動産取得税に係る徴収金の還付を申請します。								
課税額			減額を受けようとする税額			納付すべき税額		
円			円			円		
年度					納期限			
徴収金	納付すべき 額	納付済額	左の額の納付状況		還付されるべ き金額			
			年月日	金額				
税額	円	円			円		円	
延滞金								
合計			/					
改修工事対象住宅の内容	所在							
	家屋番号							
	種類							
	構造							
	床面積		平 方 メートル		1階	平 方 メートル		平 方 メートル
取得年月日					新築年月日			
住宅性能向上 改修工事	着工年月日	年	月	日	完成年月日	年	月	日
個人への譲渡年月日								
譲渡した 個人	住所							
	氏名							
口座振替指定 金融機関			銀 行・金 庫 組 合・農 協		本 店・支 店 支 所・出張所			
指定口座	預金種目 〔該当する番号を〕 〔○で囲んでくだ さい。〕		1 普通預金 2 当座預金 3 その他	口座番号 〔右づめ で記入〕				
口座名義人 (カタカナ)								
摘要								

備考

- 1 「種類」欄には、住家、店舗、工場、倉庫及び雑種家屋の別を記載してください。
- 2 「構造」欄には、木造家屋については平屋又は 2 階建等の別を、木造以外の家屋については鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが及びコンクリートブロック造の別並びに階層（地階を含む。）の別を記載してください。
- 3 この申告書には、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者であることを証明するに足る書類
 - (2) 改修工事対象住宅が、新築された日から 10 年以上を経過した住宅（法第 73 条の 14 第 1 項に規定する共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものであることを証明するに足る書類
 - (3) 改修工事対象住宅が、取得した日から 2 年以内に改修工事を行い、個人に対し譲渡し、及び当該個人の居住用に供されたものであることを証明するに足る書類
 - (4) 改修工事を行う改修工事対象住宅が、法附則第 11 条の 4 第 4 項に規定する住宅性能向上改修住宅であることを証明するに足る書類
- 4 この申告書は、1 通提出してください。

第 134号様式(2)の (表) 中 「

納 期 限	年 月 日
-------	-------

」を

「

納 期 限 (振 替 日)	年 月 日
------------------	-------

」に改める。

第 151号様式を次のように改める。

第 151号様式 (第82条関係)

狩猟税納付書

年度	年度	登録番号	税率				摘要
登録 区分	種 別	富山県全域	放鳥獣猟区 のみ	対象鳥獣捕 獲員	軽減税率適 用狩猟者	軽減税率適 用従事者	
					第 1 種	1 号	
	2 号	11,000円	2,700円	課税免除	5,500円	5,500円	市町村長の 証明書を添 付
網 わ な	3 号	8,200円	2,000円	課税免除	4,100円	4,100円	
	4 号	5,500円	1,300円	課税免除	2,700円	2,700円	市町村長の 証明書を添 付
第 2 種	5 号	5,500円	1,300円	課税免除	2,700円	2,700円	

備考 「登録区分」欄及び「税率」欄は、該当するものを○で囲んでください。

富山県収入証紙貼り付け欄

第 2 条 富山県税条例施行規則の一部を次のように改める。

第 151号様式を次のように改める。

第 151号様式 (第82条関係)

狩猟税納付書

年度	登録番号	税率					摘要	
登録区分	種別	富山県全域	放鳥獣猟区のみ	対象鳥獣捕獲員	認定鳥獣捕獲等事業者の従事者	軽減税率適用狩猟者	軽減税率適用従事者	
第1種	1号	16,500円	4,100円	課税免除	課税免除	8,200円	8,200円	
	2号	11,000円	2,700円	課税免除	課税免除	5,500円	5,500円	市町村長の証明書を添付
網	3号	8,200円	2,000円	課税免除	課税免除	4,100円	4,100円	
	4号	5,500円	1,300円	課税免除	課税免除	2,700円	2,700円	市町村長の証明書を添付
第2種	5号	5,500円	1,300円	課税免除	課税免除	2,700円	2,700円	

備考 「登録区分」欄及び「税率」欄は、該当するものを○で囲んでください。

富山県収入証紙貼り付け欄

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年5月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)

~~~~~  
**訓 令**  
~~~~~

富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第12号

経 営 管 理 部
出 納 局
総合県税事務所

富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

富山県税事務取扱規程（昭和27年富山県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第19条中「附則第11条の4第2項」を「附則第11条の4第2項若しくは第5項」に改める。

第26条第1号ただし書中「第25号様式の2による払込書」を「、その領収をした年月日及び金額を記載した書面（第27条の2及び第27条の3において「払込書」という。）」に改める。

第36条中「附則第11条の4第2項」を「附則第11条の4第2項若しくは第5項」に改める。

